

東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

第 1 目 的

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる仕組みを構築するとともに、地域において急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目的とする。

第 2 事業内容

- (1) 脳卒中救急搬送体制の構築
- (2) 急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまでの連携方法の検討
- (3) 地域における医療資源調査
- (4) 医療連携に参加する医療機関のリスト作成・周知
- (5) 地域連携クリティカルパスの作成
- (6) 都民及び医療従事者に対する脳卒中に係る普及啓発
- (7) その他、脳卒中医療連携体制の構築について必要な事業

第 3 東京都脳卒中医療連携協議会の設置

(1) 目 的

脳卒中医療連携について、東京都全域で統一的に定めるべき事項、広域的に対応すべき事項を取り扱うために、東京都脳卒中医療連携協議会を設置する。

(2) 協議内容

次に掲げる事項について協議する。

- ア 東京都全域の脳卒中救急搬送体制の構築
- イ 急性期搬送体制の評価・検証方法の検討
- ウ 圏域を越えた急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまでの連携体制の構築
- エ 標準的地域連携クリティカルパス案の作成

オ 都民に対する脳卒中に係る普及啓発

カ その他、脳卒中医療連携体制について、全都的な検討が必要な事項

(3) 委員の構成

学識経験者、本要綱第4に定める各脳卒中医療連携圏域別検討会を代表する者、東京都医師会、消防機関職員、東京都職員、その他関係団体で福祉保健局長が必要と認める者から構成する。

第4 脳卒中医療連携圏域別検討会の設置

(1) 目的

脳卒中医療連携について、地域において検討すべき事項を取り扱うために、原則として、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏を単位とした、脳卒中医療連携圏域別検討会を設置する。

(2) 検討内容

次に掲げる事項について検討する。

ア 地域の脳卒中医療連携の推進

(ア) 各医療機関の脳卒中に係る医療機能の把握

(イ) 脳卒中医療連携リストの作成及び関係医療機関への配布

(ウ) 急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまでの連携方法

(エ) 地域連携クリティカルパスの作成

イ 二次保健医療圏内の脳卒中医療連携に関する情報の共有化

ウ 地域の住民及び医療従事者に対する脳卒中に係る普及啓発活動

エ その他、脳卒中医療連携を推進する上で、地域の特性に応じた必要な事業

(3) 委員の構成

地域の中核病院、地区医師会、介護保険事業者、区市町村、その他関係機関に所属する者から構成する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

東京都脳卒中医療連携協議会の運営に係る細目

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

第 1 目 的

この細目は、東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号）（以下「要綱」という）に基づき設置する東京都脳卒中医療連携協議会（以下「協議会」という）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会 長

協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が要綱第 3 の(3)に掲げる者のうちから指名する者が代理する。

第 4 部 会

- (1) 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- (2) 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- (3) 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2（委員の任期）に準ずるものとする。

第 5 部会長

- (1) 部会には部会長を置く。
- (2) 部会長は、会長の指名により選任する。
- (3) 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

- (1) 協議会及び部会は会長が招集する。
- (2) 会長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 会議の公開等

- (1) 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- (2) 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第8 庶務

協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

第9 委員への謝礼の支払

協議会及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の協議会及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

脳卒中医療連携圏域別検討会の運営に係る細目

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

第 1 目 的

この細目は、東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号）に基づき設置する脳卒中医療連携圏域別検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 検討会の運営方法

原則として、各二次保健医療圏内の脳卒中医療連携において中核的な役割を担う病院、地区医師会等に事務局業務を委託して運営する。

第 3 経費の負担

受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と受託者の間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

第 4 補 足

- (1) 受託者は、この事業の実施に当たり、圏域内の関係機関と密接な連携と協力のもとに実施するものとする。
- (2) 受託者は別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

附 則

この細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。